

皆様、こんにちは。ただいま御紹介いただきました公益社団法人被害者支援センターとちぎの和氣と申します。また、3年前から特定非営利活動法人全国被害者ネットワークの理事もさせていただいております。よろしくお願いいたします。

本日は、全国都道府県からお集まりということで、大変御苦勞様です。

私は、先ほど御紹介がありましたように、今から13年前、最愛の娘を飲酒・居眠り運転をする10トントラックで命を奪われた犯罪被害者です。本日は、私の体験・経験と、現在私は犯罪被害者支援を微力ながら行っておりますので、支援活動内容の御紹介や関係機関の連携の重要性等を中心にお話をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。毎日うまれてしまっている被害者の方々は、地元で生きていかなければいけないものですから、地元で犯罪被害者が元の生活に近づくことが出来ますように、是非御協力をお願いしたいと思います。

まず、私の体験・経験をお話いたします。私の娘は、今から13年前の平成12年7月31日（当時19歳8カ月）まで、青春真ただ中を、夢や希望をたくさん持って生きていました。老人介護職の介護士として病院に勤務しておりました将来は国家資格をとって介護のスペシャリストになりたいと言っておりましたし、当時、やさしく素敵な彼も出来て、2人の間では結婚も考えていたようです。その様な「夢」や、「希望」を持ってしっかりと生きていましたが、ある日突然命を奪われ「夢」「希望」も奪われてしまいました。私たち家族も娘を見守りながら成長を楽しみにしていましたので、生き甲斐も奪われました。

犯罪被害に遭い犯罪被害者になってしまうということは、想像を絶することであることを私は身をもって感じました。それは地獄の底に突き落とされた様な感じで、自分自身が生きていくことが精一杯でした。それまでは、私自身も犯罪被害者になるということを全然想像していませんでした。13年前、千葉県のご遺族が東名高速道路上で、飲酒運転のトラックに追突され自家用車が炎上し、後部座席に乗っていた2人のお子様は焼死してしまった井上保孝さんと郁美さんご夫婦がテレビに出られていました。私は当時、他人事に「あら、気の毒に、かわいそうに」、そんな思いで見えていたわけです。

ところが、それから1年も経たずに、私自身が犯罪被害者になりました。犯罪被害者となって、「日本の国は犯罪被害者にとって、とっても冷たい国だった、こんなに住みにくい国だったのだろうか。」と、かなりショックを受けたのです。なぜかと言いますと、栃木県には相談する窓口や支援をしてもらえる窓口もありませんでしたので、何をどうしなければいけないのか全く分からずパニック状態でした。自分がどの方向に向かって行ったらいいのか見えないからでした。

娘は「行ってきます」と言って出掛けました。もう二度と「ただいま」という声が返ってこないのです、聞くことが出来ないのです。それをずっと待ち続けているのですが、残念ながらかないません。皆さんも御家族がいらっしゃると思いますから、何気なく「行ってきます」、「行ってらっしゃい」、「ただいま」と言うと「おかえりなさい」という言葉をなにげなく使っていると思うのですけれども、これは、皆さんが生きているから言えるこ

と、聞けることなのです。どうぞこの言葉、十分かみしめて使ってみてください。家族がその日からいなくなると、この言葉を伝えること、聞くことができなくなるということなのです。

その言葉を残して娘は仕事場に向かい、夕方 6 時半まで老人介護の仕事をしました。小型の自家用車に乗って帰宅途中、法定速度を守りシートベルトもきちんと締めルールを守って走行中にトラックに正面衝突されて命を奪われました。千葉県の運送会社に勤務する 52 歳の職業ドライバー（20 年運転）が事故当日の朝に、同僚とそれぞれ 10 トントラックに鉄骨材を積み、初めて栃木県にやってきました。午後 3 時半ごろ栃木県那須塩原市の工事現場から、150 キロも離れた千葉県まで帰ろうとする途中、「喉が渴いたからビールでも飲んで帰ろう 2、3 時間休めば大丈夫だ」という話し合いのもと、西那須野にあるドライブインにより 3 時間かけてビール大瓶 4 本ずつ（2.5 リットル）をそれぞれに飲みほしました。お店を出る際には 2 人とも千鳥足だったと店の店主が証言しています。店を出て 5 分もたたずに加害者はトラックを走らせたのです。国道 4 号線を蛇行運転する加害者に同僚が携帯電話から「危ないから止まれ、止まれ」と促しましたが、この加害者は「大丈夫、大丈夫」と意に反さず、眠い目を擦り、ほほを叩きながら飲酒・居眠り運転を 20 km 近くしていました。娘の車に出会う前には、完全に居眠り運転をしたので、トラックの左前方がガードレールにぶつかり、それで目が覚めて、あわてて右にハンドルを思いっきり切ったためにセンターラインを越え正面衝突してきたのです。そこにたまたま走ってきた娘の車と娘を巻き込み大切な一つしかない命を奪いました。

その日から私たちは、生活が一変しました。楽しく笑い声の絶えなかった家庭が、全く笑い声が消えました。家族全員で力を合わせて頑張ろうという気力がなくなり、自分が生きていくことが精一杯になりました。家族それぞれが心に背負ってしまった傷が深過ぎて娘の話題を出すことができないのです。娘の下に 2 歳離れた息子がいましたが、その息子の悩みを聞いてあげることも相談にのってあげることもできませんでした。親として情けないし、今でも息子には申し訳ない気持ちで一杯です。

またその日から夜も眠れなくなりました。食事をしてはまずくて喉を通りません。本当にこれから生きていけるのだろうかという日々が何ヶ月も続きました。当時、私は民間企業に勤めておりましたので 10 日ほど休みをとって職場復帰をしましたが、娘の傷だらけで横たわる映像が仕事中に頭に浮かび体が固まってしまい動かなくなります。自分ではどうしようもない状態でしたが、周りからは「和気さんは、仕事をさぼっている」と注意を受けました。犯罪被害者は長期休養も必要ですし、制度も必要です。

それでも犯罪被害者は生きていかなければいけないのです。一生懸命、地獄の底から這い上がろうとするのですが、私達、犯罪被害者を苦しめた事は、関係機関窓口からの 2 次的被害でした。娘の命を奪われただけでも深い傷を負ってしまっているのに、更に 2 次的被害を関係機関から受けてしまうことは、被害者を孤立させることに繋がります。犯罪被害者は、多くの関係機関の方々の支援を受けながら一步一步、前に進まなければ進められ

ません。当時は犯罪被害者支援が浸透していませんでしたので、心が折れるというより、潰されそうでした。そんな状況ですので、周囲の方々の温かく寄り添った支援がとても重要だと思いました。

それから、娘が病院に搬送されたということで、私たち家族は病院に向かいました。病院の担当医師から説明を受けるのですがけれども、余りの強い衝撃で、頭の中は真っ白になります。何を聞いても記憶に残らない状況です。その日から記憶力、判断力、決断力、思考力等が低下してしまうのです。私とその医師から説明を受けて記憶に残っている言葉は、「娘さんは亡くなりましたよ」という強烈な言葉だけです。それを聞かされても、とても信じられませんので「とにかく娘に会わせて欲しい」と言って集中治療室に入って行きました。そこには冷たいベッドの上で横たわる娘の姿があり、それを見た途端、頭の中が真っ白になりその場に立っていることができない状態でした。よくドラマであるように、「わあっ」と泣き叫んだり、体にすがったり、そんな状況を皆さんは想像すると思うのですがけれども、声も出ませんし、涙も出ません。近寄って、娘を抱きかかえることもできなかったです。

そして13年たった今でも、冷たいベッドの上で体中傷だらけで顔は陥没している娘の横たわっている姿を忘れることができないのです。時々思い出されてしまいますし、命日や記念日等には当時に戻されます。ですから一度犯罪被害者になってしまうと、犯罪被害者をやめることができないのです。犯罪被害者をやめることができたらどんなに幸せでしょうか。このような状態で、葛藤しながら生き続けているのが犯罪被害者だということを、皆様には是非ご理解いただきたいと思います。

今までの話は、私だけの体験ですが、いろいろな事案の犯罪被害者がいらっしゃいますし、私よりもっともっと辛く苦しい体験をしてしまった犯罪被害者がたくさんいるのです。そして、犯罪被害者の求めるニーズは違いますので、相談内容は、一人一人違います。また、皆さんの前で相談内容を整理して理路整然と相談やお話できる被害者は、ほんの一握りになります。ほとんどの犯罪被害者の方々は、混乱していますからお話ができない状態の犯罪被害者の方々がたくさんいるのだということもご理解いただきたいと思っています。

それから、犯罪被害者となって悲しんでいる余裕もなく、次から次へと未体験のことを進めていかなければいけないのです。たとえば、お葬式やお通夜、行政や警察の窓口、病院への支払い手続き、怪我をしている方は通院等に行きます。それから、裁判がありますので、検察庁や裁判所や弁護士会等の窓口に行きます。初めての経験、初めて体験することだらけなのです。犯罪被害者にならなければ体験しなくても良かったことでした。

今日は行政の方々にお集まりをいただいていますので、私が行政で体験・経験したことをお話したいと思います。また、被害者支援センターとちぎで犯罪被害者相談員として活動し、見えてきたことがありますので、事例をあげながら説明いたします。

まず、私は、娘を亡くしてから何が困ったかと言いますと、金銭問題です。何でお金が必要なのだろうと思われる方がいらっしゃるとは思いますけれども、娘が病院に運ばれまし

た。遺体を引き取りに行くと、そのときの処置費用の請求書を受け取ります。20万から30万円支払うのです。結構な大金を早急に、誰でもすぐに準備出来るものではありません。貸付金制度が利用できるとありがたいですね。支払金をどうしようか、ということが最初の問題でした。いろいろな貯金を集めて何とかかなりそうな気配は出てきたのですが、次に、お通夜、お葬式等、こういう多額の費用をどうしようかという問題がでてきます。お年寄りがいる方であれば、ある程度、預金とか、そういう準備もしているのでしょうけれども、私の場合は、19歳の娘です。まさか自分より前に娘の命が奪われて、自分たちが娘の葬式をするなんていうことは想像もつきませんから、葬儀代の準備もありませんでした。

それでどうしたかと言いますと、「栃木県民共済」という交通事故保険に入っていたので、それを解約しようということで、一度市役所の方に伺ったのですけれども、とにかく混乱していますので、うまく説明ができなかったために、窓口をたらい回しに遭ったのです。とても大変な作業でした。その都度、辛い話を何回も繰り返さなければいけなかった。ですから、いろいろな使える制度があり、制度を使って軽減できることがあるのにもかかわらず、市役所での手続きが大変困難なために、手続きをせずに諦めている被害者はたくさんいるかと思えます。また、使える制度がわからない場合も非常に多くあります。

私の場合は、私の知り合いで、助役をやられていた方がおりました、その方から市役所に電話を掛けていただき、詳しい説明をその方からしていただいたのです。そのおかげでスムーズに手続きが完了し、非常に助かりました。こういうふうに見える制度の情報提供とアドバイスと手続きのお手伝いの協力体制が整うと犯罪被害者の被害回復が早くなるのではないのでしょうか。

その他に、我が家にはお墓がありませんでした。お通夜が始まって、お葬式の前に、石屋さんが我が家に来るのです。「お墓作りませんか」と言われました。これもかなりきつい二次的被害でした。娘とのお別れをゆっくりしたかったし、遺骨をいつまでもそばに置いておきたかったのですが、四十九日の法要のころになってきますと、やはり亡くなった娘の遺骨を静かに納めてあげるお墓が必要だなということが、徐々に被害を回復していく中で気が付いてきました。市営墓地を購入しようかということになって市役所に伺うのですけれども、また説明をすることが辛くて帰って来たりしました。そして、またその元助役の方をお願いをして、担当窓口で電話をかけていただきながら前に進めて、ようやく墓地を購入することができました。こんな事例が私だけでもたくさんあるわけです。

その他に様々な事件・事故の被害者がいらっしゃいます。立場が違えば、使える制度もそれぞれ違うのです。私の経験からも、市役所の窓口が、いかにハードルが高い所かということが分かっていただけのかなと思えます。

その後、関係機関の窓口に行く度に、残念ながら私は二次的被害にたくさん遭ってきました。これは本当に何とかしなければいけないという思いで、関係機関の窓口に対して改善・改革をお願いしてまいりました。

まず、犯罪被害者が必ず訪れる各警察署の窓口の改善・改革でした。それから、検察庁

には、被害者が気兼ねなくゆっくりいられる控室を要望いたしました。その後、スピーディーに立派な控室を作っていただきました。裁判所にも控室を設置いただきました。

それから、犯罪被害者となって法律のことや、裁判の流れ等、分からないことだらけだったので、勉強しなければと思い、弁護士会に行き弁護士相談を受けました。刑事裁判の流れ、民事裁判の流れ等、分からない被害者が多いのです。私も刑事裁判も民事裁判も同じものだと理解していたようなところもありますし、裁判所には行ったこともありませんでしたから、どんなふうに自分が裁判所に行って、何をしなければいけないのか、こんなことも学ばなければいけなかったです。

弁護士会の相談は、20分無料で交通事故の被害者の相談は受けられました。行政市町村窓口でも弁護士相談を受けることが出来ると思いますが、20～30分では被害にあった事件・事故の概要で終わりなのです。自分たちが相談したいことまで聞けないのです。また次回の予約を取り、仕事を休んで相談に行きましたが、今度は、弁護士の先生が変わりました、また一から事故の概要から話さなければいけなかった。これを4回も繰り返して疲れてしまいました。

私たちが聞きたかったことは、刑事裁判の流れや民事裁判の流れを学び、自分たちがどの方向に向かっていったら良いのかの筋道を聞きたかったのですけれども、残念ながら「和氣さんの娘さんが亡くなったことで、補償はこのくらいですよ、ライブニッツ方式で計算されます」ということをしきりに言うわけです。裁判前の被害者は補償の問題を解決したいのではないです。本当に聞きたいところが聞けずに、今は後悔が残ってしまい悔しい思いをしました。

当時、栃木県には被害者支援センターがありませんでしたし、どこの窓口を頼って良いのか分からない、アドバイスや情報提供もない状況でしたから手探りで前に進むしかなかったです。私は、今後の犯罪被害者の方々にはそんな苦労はさせたくないという思いで、33年勤めた会社を辞めまして、微力ながら支援のお手伝いに参加しています。

ここで、当センターの紹介をいたします。公益社団法人被害者支援センターとちぎは、平成17年5月に設立しました。全国では40番目の遅い設立でしたが、社団法人として設立できました。平成21年には犯罪被害者等早期援助団体指定を栃木県公安委員会よりいただきました。また、平成22年には、公益社団法人として栃木県より認定いただきました。着実にセンター内を充実させ、犯罪被害者が、いつでも立ち寄れる雰囲気づくりを心がけて、日々の支援にあたっております。

栃木県との連携につきましては、設立当初から多大なバックアップをしていただきました。特に補助金400万円を毎年つけていただいておりますし、その他、委託事業でもご協力、ご支援をいただいております。活動資金面の協力は支援内容の充実にもつながります。

また、施策の方では、国の方が、平成17年4月に犯罪被害者等基本法を施行いたしまして、同年12月には犯罪被害者等基本計画が策定されたことを受けまして、栃木県では「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」を制定していただきました。これは、犯罪被害者

支援に特化した条例ではありませんでしたが、県知事を初め、被害者の置かれた現状を理解していただきました。平成22年には「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」が出来関係機関の連携が明確になり、支援活動が充実してきました。こちらに今日は「栃木県犯罪被害者等基本計画ファイル」をお持ちしましたが、この内容がかなり充実したものになっております。この内容は、毎年見直しを行っておりまして、推進状況を県のホームページで公表していただいております。

それから、「犯罪被害者等支援ハンドブック」作成いただきました。この内容は非常に細かいもので、栃木県内の全市町村の窓口の名称から電話番号まで、一覧表に書かれております。これは所々で見直していただいて新しいものにする必要がありますけれども、最初から、支援項目に分けて、各市町村の担当課、電話番号、相談の時間まで、一覧表にまとめてくださっております。私たち被害者支援センターとしては、これを頼りに支援活動ができるようになっております。

栃木県の市町は、26あるのですけれども、こちらの市町の施策窓口の設置は、100%ですし、相談窓口の方も100%を達成しておりますので、形はできたのですけれども、今後は、中身の充実を検討いただくために、年2回、各市町の担当窓口の方に集まっていただき、研修会を開催しているところです。1回目は窓口の担当が異動により変わってしまう場合が多くありますので、基本を学んでいただきます。2回目は一歩踏み込んで相談を受ける際のロールプレイを学んでいただいております。

それから、県との共催事業を紹介しますと、平成22年に被害者支援センターとちぎと、いのちのミュージアム、栃木県と栃木県警、この4者の共催で「生命（いのち）のメッセージ展」を県議会議事堂を会場に行いました。この開催が今までにない関係を築くことが出来たと実感しました。県議会議事堂や、県庁内でたくさんの催し物を開きました。開催内容は、「命の授業」を地元の中学生を対象に行いました。一般の方には犯罪被害者による講演会を開催、また地元の中学生による合奏、県内合唱団による合唱、プロのエレクトーン演奏会やオカリナ演奏会、ケーナ演奏会等々盛りだくさんの開催でした。3日間で、5000人の来場者がありました。これによって、多くの方々に犯罪被害者支援の必要性や重要性を理解するきっかけとなりましたし、犯罪被害者支援が関係機関の連携輪で行うことの意識高揚につながりました。

その他、県の方からは、業務委託といたしまして「巡回パネル展事業」を平成23年から、今年度3年目なのですけれども、開催いたしております。平成23年度は市町13カ所、平成24年度は14カ所、今年度は16カ所、皆さんの後方にあります展示物を展示させていただき、各市町村の庁舎、図書館、公民館等の施設をお借りして、1週間から2週間のスパンで巡回パネル展を開催しております。後で見たいのですけれども、栃木県知事のメッセージもパネルとして展示しておりますし、犯罪被害者支援の重要性・必要性のパネル展示、それから、私も被害者ということもありまして、今日はA2サイズの小さな被害者の声をお持ちしましたが、これはもっと大きなものでして、縦が1メートル5センチ、横

が75センチもある大きなB 1 サイズのパネルを作りました。被害者の御家族たちが、被害者への思い、こういうものを写真やメッセージを添えてパネルにしたものを展示しております。これは目から入る情報ですのでインパクトがあり、非常に反響がございます。

一昨年前にあった栃木県鹿沼市のクレーン事故で6名の児童の命が奪われてしまった被害者のパネルをご遺族と作成しました。安全で安心して6メートルもある歩道を児童たちは、ただ歩いていただけでしたが、てんかんの持病を隠して免許を取り更新までした加害者が薬を飲まず、大型クレーン車を運転し発作を起こして、登校途中だった6名の児童の大切な命を奪ってしまったという大きな事故がございました。その被害者の方々の支援も当センターでさせていただいているのですが、栃木県では「光をそそぐ交付金」からの助成金を申請いただきまして、鹿沼のクレーンの御遺族のパネルを作成しました。その他にも広報啓発刊行物を作成させていただき、ご支援、ご協力をいただきました。

今日は、皆さんのお手元に資料をお持ちいたしましたけれども、1つは、被害者支援センターの広報用のティッシュペーパーですね。こちらに「栃木県」と入れていただくことだけで、「私たちの被害者支援センターは県のバックアップがあってこういう支援活動ができていますよ」とお墨付をいただけるため、広報啓発活動がスムーズになります。

また、「犯罪被害に遭われた方へ」というリーフレットですね。こちらにも栃木県のマークを入れていただいております。こちらのリーフレットは栃木県内の犯罪被害者相談窓口の紹介をまとめたものです。パンフレットも平成23年度、24年度と2種類発行しました。それから、平成23年度には、こちらの「犯罪被害者等支援」という白い表紙のものなのですが、これは一般の成人向けの資料になります。国の取組、県の取組、こういうものを載せさせていただいています。7ページ、8ページには、被害者の手記として、私の手記と、行政対象暴力で命を奪われた小佐々守さんのご家族の手記が載っております。

それから、平成24年度は、クリーム色の方のパンフレットを御覧ください。こちらは、中学生・高校生の様な学生を対象にしたパンフレットを作成しました。これも内閣府から出されました資料を基に、内容を検討して作らせていただいております。自分が被害者になったらどうなるだろうかと自分を被害者に置き換えて考えられることができない人が多くいらっしゃいますし、もし自分の身の回りに犯罪被害者の方がいたらどんな支援ができるのだろうかという考えに気づくきっかけをこのパンフレットから得ていただきたいと思い作成いたしました。

配布にあたっては、県警の事業である「命の授業」や、宇都宮市と行っている「命を大切に授業」で県内の中学校、高校、大学で授業を行う時に配布しております。宇都宮市交通課とは、スタントマンの実演も一緒に兼ねての講演をさせていただいておりますので、とてもインパクトの強い授業になっているのではないかなと思います。これから大人になる子どもたちに、きちんとルールを守り加害者ならない、被害者を作らない社会づくりができる大人になるよう育てたいなと思っています。

私たち犯罪被害者は、「流したくない涙を流す被害者を生まない社会づくり」を願って

いるわけです。加害者がいなければ、被害者は生まれませんが、残念ながら毎日、毎日、被害者が生まれてしまっています。これには私たち犯罪被害者はとても胸を痛めているのです。この思いは、本日お集まりの行政の方々も、どこの関係機関の方々も同じ思だと思います。ルールを守り、マナーを守れる子どもたちを育てていくためにも、このような資料を作成配布が必要だと感じています。

それから、被害者支援センターとちぎで毎年発行しております手記を本日お持ちいたしました。今年度で7冊目になります。本日は白い表紙の2011年度版を皆さんにお持ちいたしました。犯罪被害者の生の声をぜひ参考資料に使っていただいて、多くの方に犯罪被害者の心情・現状を理解していただきたい。多くの犯罪被害者の声をまず受け止めることがより良い充実した支援に繋がっていき、犯罪被害者に寄添った優しい行政になっていただきたいと期待しています。

次にご紹介します取り組みですが、ある被害者の方にこのワンペーパーをお渡ししたものです。最近では犯罪被害者支援が少し充実してきましたので、パンフレット、リーフレットの資料等を関係機関が準備をされて犯罪被害者の方々に渡していただきますが、残念ながらパンフレットをもらった犯罪被害者が自分に必要な部分を探すだけでも大変な作業になります。心身がボロボロで心が折れている中で、そういう作業は軽減していただきたいのです。そこでこの様なワンペーパーが出来たのです。

栃木県内で平成20年にある事件で中学生が重篤な状態になってしまいました。この被害者に対して、私たちはどんな支援ができるのだろうかということで、県警支援室長が関係機関の担当者を招集し検討会を開催しました。宇都宮市の中央警察署で、警察、県、宇都宮市、宇都宮税務署、被害者支援センターとちぎ、宇都宮市教育委員会、栃木県中央児童相談所が集まり、この被害者に対して、それぞれの機関ではどのような支援ができるか、一度職場に持ち帰って検討しましょうということになり持ち帰り検討しました。その後、再度検討会を開催したところ、各関係機関ではご覧のような支援ができると示されました。

警察では、給付金制度の申請ができますよ、診断書の公費の支給がありますよ、マスコミ対応ができますよと示されました。税務署の方は、所得税の確定申告や医療費控除ができます。被害者支援センターでは、直接的支援、無料弁護士相談、無料カウンセリングが無料で受けられますと示しました。見ていただきたい機関は宇都宮市役所です。この犯罪被害者が使える制度です。

これだけ多くの使える制度があるにもかかわらず、私たち当センターでは全くと言って良いほど分かりませんでした。この様に使える制度があることは、被害者の方にも全くわからないのです。また、犯罪被害者が使える制度を調べるということは大変な作業ですし、これだけの制度まで明確にはなりませんほとんどの犯罪被害者の方は、使えずに諦めているか、制度があることさえ分からない状態だと思います。

これを一覧表にしたところ、行政でできる支援や使える制度がこんなにあるのかと気づき、犯罪被害者がこの一覧表を見ながら一歩、一歩前に進むことができるのです。多くの

選択肢を渡してあげることも犯罪被害者支援には大切なことです。

更に一覧表にしまして、特に重要な事項は◎、希望により支援ができるものは○、申請に時間が掛かるので、早めに申請してくださいというのが●、こんなように表示をいたしました。これは宇都宮市役所の担当の方も、使える制度がこのようにあるとは思わなかったというのが現状です。持ち帰ってから、この市役所の担当の方は、関係するであろう部署に連絡をして、その部署の方々を集めて、それで検討会を開いてくださって、これだけの使える制度を見つけてくれたことは大きな進歩だったと思います。私たち被害者支援センターでも分からないことがまだまだありますので、これはプロの皆さん方が御存じのところですから、プロの方々に協力していただくことが非常に重要になってくると思います。

それから、これを渡しただけでは、被害者はどこの窓口に行っても良いのか分からないのです。私のようにたらい回しに遭ってとても大変な思いをしてしまう方もいると思います。そこで、担当窓口の方が必要な窓口と一緒に付いて行ってくださったり、つらい話を代弁してくだされば犯罪被害者の負担はかなり軽減します。

この重篤になった犯罪被害者被害者の方にお渡ししたところ、すぐに宇都宮の市役所に行って話を聞きたいという連絡がはいりました。このときには、被害者支援センターとちぎから宇都宮市の担当である生活安心課の担当にお電話を掛けました。「今から犯罪被害者の方が窓口に行きますので、対応をよろしくお願いします、受け入れてください。」ということで連絡をしたところ、担当者が丁寧に対応してくださって、支援をしてくださいました。犯罪被害者の方からは、非常に助かりましたありがとうございました、というお礼の言葉をいただきました。この様なことが行政でできる犯罪被害者被害者支援になるのではないのでしょうか。中々急には難しいと思いますけれども、徐々にでも一歩踏み込んだ支援の協力を期待したいと思います。

それから、裏面の交通死亡事故の方は、鹿沼市であった交通死亡事故の犯罪被害者にお渡ししたものです。この場合、御主人が命を奪われました。残されたのはお母さんとお子さん2人です。このときには、まず、御主人が亡くなったということで、銀行の預金通帳が凍結してしまいました。お金を下ろすことができないのです。まず被害者がやらなければいけないこと。法定相続人の戸籍謄本を取らなければいけないです。法定相続人印鑑証明、それから、亡くなった方の除籍謄本、こういう証明書取って銀行窓口に行かないと凍結解除になりませんが、ご主人を亡くされ大混乱している時期に書類を取るのは大変な作業です。非常に負担になります。こういうことのアドバイスや情報提供等も市の職員が教えてくださると、非常に助かるのかなと思います。

その後、この犯罪被害者の方は、お子さんを育てていかなければいけないために、どんな使える制度があるのかということをお話を相談されました。鹿沼市役所の担当の方にお伺いしたところ、福祉に関する窓口があつて、児童手当、児童扶養手当、一人親家庭医療助成、遺児手当、母子福祉対策、学童保育等々、の使える制度がありますよと回答をくださいました。犯罪被害者の方には、一覧表にまとめてペーパーをお渡ししましたら、大変に喜ん

でいただきまして、犯罪被害者がこのペーパーを見ながら自分の足で使える制度の手続きができたそうです。こちらは大変喜んでいただいた事例です。

私も犯罪被害者となった時に、早いうちにこの様なワンペーパーをいただきたかったと思い、私の被害者としての経験を生かすことができました。是非御参考にしていただきければ幸いに思います。

それから、本日パネルを後方に展示させていただきました。パネルの紹介をしますと、栃木県鹿沼市の職員が行政対象暴力で命を奪われました。主犯格が逆恨みをして暴力団を雇い殺害したのです。群馬県山中に遺体を捨てられてしまったのですけれども、11年以上経った今でも遺体が見つからない事件なのです。しかしこの犯罪被害者の方は年4回、群馬県の山中で遺体を未だにさがしています。ご家族たちは「早く遺体を見つけて、この腕で抱きしめたい」ということと、「私たちは鹿沼市で夫の帰りを待ちながら生きていかなければいけない。しかし、鹿沼市の職員がこのような犯罪に巻き込まれてしまっているのに、残念ながら市からは手を差し伸べてもらえていないと悔しい思いをしています。そして、未だに鹿沼市役所に行くことができないのですよ」とおっしゃっています。犯罪被害者はその地域で生きていきますので、様々な手続を市役所で行わなければならないのですから大変困っています。どうしても書類が必要な場合は、委任状を書いて別の方をお願いをしているという現状です。これでは生きていく上で非常に大変なことです。

是非皆さん方には、ただ「事件・事故が自分の県にあった。かわいそうに。あの被害者どうなったのだろうか」ということではなくて、手を差し伸べられるところは手を差し伸べていただきたい。できることから協力いただきたい、そんなふうに私は被害者の立場からもお願いしたいですし、被害者支援者の立場、それから、全国被害者支援ネットワークの立場からもお願いします。繰り返しになりますが、犯罪被害者はその地域で生きていくわけですから、是非その辺を御協力いただければ幸いに思います。

時間も押してきてしまいましたので、最後になりますけれども、この後、少し休憩時間があると思います。巡回パネル展でどのような展示をしているのかを参考にさせていただきたいと思います。話だけでは理解できないことが、写真や絵、手紙、新聞記事を目から入る情報は、かなりのインパクトが伝えられるのではないのでしょうか。

以上で、私の方から、被害者の立場、(被害者支援)センター、(全国被害者支援)ネットワークの立場からお話をさせていただきました。これで終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。